

福智町立学校教育職員の働き方改革取組指針

－福智町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画－



令和8年3月

福智町教育委員会

<目次>

1 指針について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 本指針の位置づけ	
(2) 本指針の趣旨・目的	
(3) 対象	
(4) 福智町立学校の現状	
2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 勤務時間の上限について	
(2) 時間外在校等時間に関する目標	
(3) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 具体的な取組について・・・・・・・・	5
(1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保	
(2) 業務改善の管理	
(3) 部活動の負担軽減	
(4) 教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等	
「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・・・・・・・・	9
ア 学校以外が担うべき業務	
イ 教師以外が積極的に参画すべき業務	
ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	
専門スタッフの活用・・・・・・・・	12
5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	13

1 指針について

(1) 本指針の位置づけ

本指針は、福智町教育委員会及び福智町立学校が実施する「教育職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示すものです。また、本指針の掲載する目標、取組については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する措置法(以下「給特法」という。)第8条により服務監督教育委員会が定める業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「実施計画」という。)に位置付けるものとします。

(2) 本指針の趣旨・目的

本町立学校の教育職員の長時間勤務の改善については、これまで定時退校日の設定、退校時刻の設定等、取組を進めているところです。

しかしながら、教育職員の在校等時間は依然長時間勤務の状況にあり、そのような状況を踏まえ、本指針は、「福智町立学校教育職員の働き方改革」を、より一層推進するために策定するものであり、「福智町立学校教育職員の働き方改革」を実現し、教育職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを感じながら働きやすさと働きがいを両立し、教育職員が子どもや自分と向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として策定するものです。

働き方改革の目的

教育職員の働き方改革は、教育職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教育職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを感じながら働くことができる環境を整備すること
- ② 教育職員が子どもや自分と向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

◇働き方改革のポイント◇

■目標の明確化

働き方改革を進めることは、「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

■意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識をもつことが重要。

■業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

「福岡県教職員の働き方改革取組指針」より

(3) 対象

本計画の対象は、福智町教育委員会が服務監督を行う常勤の教育職員とする。

(校長、教頭、主幹(事務)、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び事務職員(主幹を除く)＝以下「教育職員」とする。)

(4) 福智町立学校の現状

福智町教育委員会では、令和3年から教育職員の時間外在校等時間の管理及び縮減に取り組んできた。令和6年度における本町の教育職員の時間外在校等時間は以下のとおりであった。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	14.9%	3.2%
中学校	27.3%	5.2%

【令和7年度 時間外在校等時間の状況(令和8年2月末段階)】

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	17.6%	2.8%
中学校	25.2%	7.5%

【令和7年 年次休暇取得の状況】

0日から15日	16日から40日
50.6%	49.4%

令和6年度小学校の月45時間(80時間を含む)を超える割合は18.1%、中学校の割合は32.5%であった。令和7年度の小学校の月45時間(80時間を含む)を超える割合は20.4%、中学校の割合は32.7%となっており、小中学校共に増加傾向にある。昨今の教育職員の業務は、毎日の授業準備に加え各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導などにより、恒久的に費やす時間や肉体的・精神的負担が大きくなっているため、人的措置の拡充や業務の効率化を図ることにより、教育の質の向上のための時間や肉体・精神的余裕を確保していくことが必須である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

2 目標

(1) 勤務時間の上限について

令和元年12月に給特法が改正され、同法第7条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国の指針」という。）が定められました。

国の指針には超過勤務の上限時間が示されており、福智町教育委員会においては、国の指針に沿って以下のように福智町立学校管理規則を改正し、令和3年4月から施行しました。

改正後の「福智町立学校管理規則」（令和3年4月1日施行）第30条概要

- ① 在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間（時間外在校等時間）の上限を定める。
 - ・ 1か月につき 45時間
 - ・ 1年につき 360時間
- ② 一時的又は突発的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間の上限は、次のとおりとする。
 - ・ 1か月につき 100時間未満
 - ・ 1年につき 720時間
 - ・ 1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間につき 80時間
 - ・ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数につき 6か月
- ③ 校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。
- ④ 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。

「在校等時間」とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下の①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

- | | |
|----------|--|
| ◇基本とする時間 | 在校している時間 |
| ◇加える時間 | ① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間 |
| | ② 在宅勤務の時間 |
| ◇除く時間 | ③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による） |
| | ④ 休憩時間 |

(2) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 か月時間外在校等時間が80時間以上の割合を0%にする。
(令和11年度までに)
- 1 年間における1 か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。
(令和11年度までに)

【教育職員個人の時間外在校等時間の上限】

- ・ 教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内とする。
 - ・ 教育職員の時間外在校等時間を年360時間以内とする。
- ※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

(3) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 1 年間における教育職員の年次休暇取得日数を平均で16日以上とする。
(令和11年度までに)

(4) 目標に対する検証について

- 学校において、勤務時間を管理するシステムで集計された時間外在校等時間を確認・集計し、教育委員会に報告する。
- 教育職員は、自らの出退勤の記録を把握し、勤務時間を意識した業務を遂行し、長時間勤務の改善に努める。
- 管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに、1 か月当たりの超過勤務時間が45時間を超える職員が出ないように業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努める。
- 校長は、所属職員の超過勤務時間が1 か月当たり45時間を2 か月続けて超えた場合は、当該職員へ個別に面談等を行うことにより、その原因を分析・把握し対策を講じる。

3 対象期間

本指針の対象期間は、国の指針において令和11年度までの教育職員の時間外在校等時間削減目標を掲げていることを踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4 具体的な取組について

次の4つの視点で取組を実施します。

4つの視点

- (1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保

教育職員の長時間勤務を改善するには、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、ワーク・ライフ・バランスの実現を含むタイムマネジメントの意識を持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

また、学校教育は、教育職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから教育職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることは極めて重要です。

教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保を行うため、次の取組を実施します。

① 働きやすい職場環境の整備

働きやすい職場環境を整備し、教育職員のメンタルヘルス対策を充実させることで、職場での教育職員同士のコミュニケーションの円滑化を図ります。

(実施主体：教育委員会・学校)

- ・ 管理職は、教育職員との日常的なコミュニケーションや自己申告に基づく目標管理の面談等の機会を通して働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教育職員の働き方に対する意識の醸成を図る。また、把握した教育職員の勤務状況を踏まえ、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。

② 健康管理の実施

教育職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教育職員の健康管理について取り組みます。

(実施主体：教育委員会・学校)

- ・ 教育職員がより休暇を取得しやすい職場環境を整備し、年次休暇の取得を促進します。(年間16日以上、夏・冬季休業期間中における10日以上連続休暇の取得促進)
- ・ 教育職員の生活時間や睡眠時間の確保によって自身の健康を維持できるよう当日の勤務終了後から翌日の勤務開始までの間のインターバル時間(11時間を目安とする。)を十分に確保します。
- ・ 長時間にわたる過重労働により健康に悪影響が及ぶことが懸念される教育職員のうち、所属長が必要と認める者等に対して、医師による面接指導を実施します。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にします。
- ・ 長期休業期間中等は、時差通勤制を推進し、一定の要件を満たす場合、教育活動に支障のない範囲で在宅勤務を承認します。

③ 定時退校日の設定

定時退校日を毎週1日以上設定します。

(実施主体：学校)

④ 学校閉庁時刻の設定

学校閉庁時刻を設定します。(遅くても20時まで)

(実施主体：学校)

⑤ 学校閉庁日の設定

長期休業期間中に学校閉庁日(平日などに5日間)を設定します。

(実施主体：学校)

- ・ 8月13・14・15日は必ず学校閉庁日に設定します。
- ・ 原則として、生徒を登校させず、部活動も実施しません。
- ・ 学校閉庁日は年末年始等と異なり「休日」ではないことから、職員は年休・夏季休暇・振替等を学校閉庁日に合わせて取得します。
- ・ 年休等の取得は強制ではないため、出勤することを妨げるものではありません。あくまでも年休等の取得を促進するための施策です。
- ・ 各学校は事前に生徒、保護者、教育委員会、関係業者等に周知します。

⑥ 教育課程の管理

各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図ります。

（実施主体：教育委員会・学校）

(2) 業務改善の推進

管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施すること、教育職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持ち、業務改善に取り組むことが効果的です。

また、教育職員は教育の専門家であると同時に学校組織の一員でもあります。学校組織の中で業務遂行についてもより意識することで、学校全体の業務効率化にもつながります。

① 業務の効率化

個人・学年・校務分掌・学校等の単位で、会議や学校行事等の実施時間及び準備期間（打合せ等を含む）について、その必要性を精査し、簡素化や統合を進めるなど、原則見直し、業務改善を図ります。

（実施主体：学校）

- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

② 学校のICT化

福智町DX推進係と連携し、生徒の欠席連絡、面談予定時刻等のデジタル化を推進します。

（実施主体：教育委員会・DX推進係・学校）

- ・ 授業における一人一台端末の効果的・効率的活用を促進し、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、取組みの共有などにより教員の授業に係る負担や不安の軽減を図ります。
- ・ デジタル活用による校内外の文書配付やアンケート調査・集計などの業務効率化を推進します。

(3) 部活動の負担軽減

部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育の一環としての役割を果たしていますが、適正・適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動は教育職員・生徒ともに様々な弊害を生みます。

教育職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施します。

① 部活動休養日（ノ一部活動デー）の設定

週当たり2日以上部活動休養日を設定します。

（実施主体：学校）

- ・ 平日は少なくとも1日以上、週休日は少なくとも1日以上とします。
- ・ 長期休業期間中は、学期中の部活動休養日の設定に準じた扱いを行います。

② 部活動時間の設定

平日は2時間以内、週休日は3時間以内とします。

（実施主体：学校）

- ・ 長期休業期間中は、週休日の設定に準じた扱いを行います。

③ 部活動指導員の配置

部活動指導員及び外部指導者を配置します。

（実施主体：教育委員会・学校）

(4) 教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

教育職員の長時間勤務を改善するには、教育職員の役割を見直し、専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして課題解決に取り組む体制（チーム学校）を整備することが大切です。

また、保護者や地域の協力を得ながら、教育効果を高めていくことも必要です。教育職員が本来担うべき業務に専念できるようにするために、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携等の取組を推進することで、教育職員が子どもや自分と向き合う時間を確保します。

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・ PTA等を通じて保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 学校徴収金等についての徴収・管理は公会計化を進める。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

- ・ 教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。

⑦ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 教育委員会と連携を図りながら、教育委員会が派遣するICT支援員と校内ICT担当職員が中心となって行いつつ、実情に応じ民間事業者への要請・委託を検討する。

⑧ 体育館等の施設・設備の管理

- ・ 体育館の一般開放等の業務については、手続き等の簡素化を推進し学校の負担軽減を促進する。

⑨ 校舎の開錠・施錠

- ・ 職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑩ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、輪番制等による負担軽減を促進する。

⑪ 校内清掃

- ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化により負担軽減を促進する。

⑫ 部活動

- ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ・ 令和11年度までにすべての休日の部活動について地域展開を実現する。
- ・ 部活動休養日の充実徹底を図る。(原則週あたり2日以上、長期休業中もこれに準ずる。)
- ・ 部活動指導員を配置し、人材不足及び専門性への支援を行い教育職員の負担軽減に繋げる。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑬ 給食の時間における対応

- ・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で学級担任のみならず他の教育職員等も協働して実施する。

⑭ 授業準備

- ・ 授業や授業準備を効率的に行うことができるように、電子黒板やデジタル教科書、またタブレットドリル等の教育支援ソフトを積極的に配備する。
- ・ 校務支援システム等を利用できる環境整備を推進することで校務の負担軽減を図る。

⑮ 学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムの導入や採点・集計ソフト等を導入することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑯ 学校行事の計画・準備・運営

- ・ 学校行事について、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化等の見直しを行う。

⑰ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、教育職員以外にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、不登校支援員、その他の福祉に関する専門人材等の支援による効果が期待される業務について、人材の配置及びそれらの人材と教師の連携を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、役場の関係部局等との連携による効果的な対応を促進する。

専門スタッフの活用

① スクールカウンセラー等専門スタッフの活用

いじめ・不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化して学校（教育職員）だけではその解決が困難になっています。

スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等と連携・分担する体制を整備しチームとしての学校機能を強化します。

（実施主体：教育委員会・学校）

- ・ SCは、臨床心理士等の心の専門家であり、その専門性を生かして、児童生徒が抱える悩み・不安・ストレスなどを直接和らげるとともに、学校や関係機関等と連携して、学校における教育相談体制の充実を図っています。
- ・ SSWは、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉の専門家で、児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域の環境の改善に向けた取組を行っています。

② 事務職員の機能強化・学校運営への参画

学校事務職員の事務機能の強化及び業務改善の取組に係る情報共有化を図り、事務職員の学校運営参画を推進します。

（実施主体：教育委員会・学校）

- ・ 共同学校事務室の設置を推進し、学校運営体制の強化を図ります。
- ・ 事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。

③ コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進

地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教育職員が子どもや自分と向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの運営充実を図ります。

（実施主体：教育委員会・学校）

- ・ 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が中心となり、地域人材の確保や学校との連絡調整をしながら地域全体で学校支援体制の構築と充実を図ります。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 福智町教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、必要に応じて保護者に公表し、定例教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、県立大学・関係機関・関係部局とともに取り組みます。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、教育委員会で導入している出出勤カード及び集計ソフトで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- (4) 本町が導入している携帯端末により勤務時間外の電話対応の改善を図ります。
また、勤務時間外の電話については、緊急の場合を除きできるだけ避けるよう、保護者や地域に周知します。
- (5) 教育委員会において学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- (6) 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校に本計画の進捗確認を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会や総合教育会議における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- (7) コミュニティ・スクールの導入により、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教育職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために学校と地域住民等が力を合わせて取り組む学校運営を目指します。

- (8) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

【附則】

- (1) 本指針は、令和8(2026)年4月1日から施行する。
- (2) 本指針の施行に伴い令和3年制定「福智町教職員の働き方改革取組基本指針」は廃止する。